

## 新型コロナの混乱の中で悪法成立!?

### 「高年齢者の雇用に関する法律案」が可決 新型コロナ禍の今やる「となりの?」

3月31日「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が参議院で可決、成立しました。この法案は、安倍政権の常とう手段である「一括法案」として提出され、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正案」(以下、高年法)が含まれています。衆議院の委員会審議は実質2日間で終了し、参院でも委員会審議3日間で成立しました。野党の反対や異論もあがる中で、短時間の審議で採決したことは、国会軽視と言わざるを得ません。

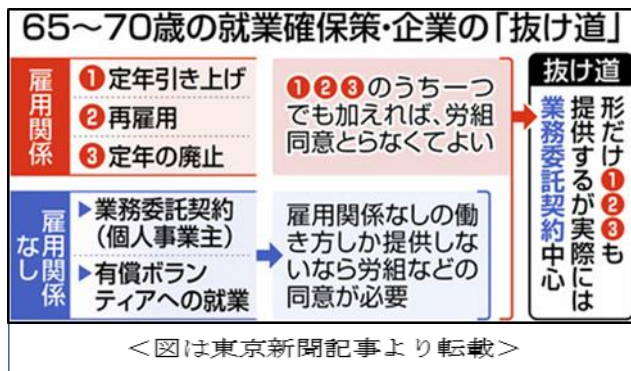
そもそもこの法律は、昭和46年(1971年)5月「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」として制定され、昭和61年(1986年)4月に改正、題名も現在のものに改称されています。定年制を直接規制対象とする法令としてはこれが最初のものであり、高齢者の雇用安定を目的に法整備されたはずですが、その第1条では「定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者等の再就職の促進、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、

もって高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。」「ことを謳い。第3条では「高年齢者等は、その職業生活の全期間を通じて、その意欲及び能力に応じ、雇用の機会その他の多様な就業の機会が確保され、職業生活の充実が図られるように配慮されるものとする。労働者は、高年齢期における職業生活の充実のため、自ら進んで、高年齢期における職業生活の設計を行い、その設計に基づき、その能力の開発及び向上並びにその健康の保持及び増進に努めるものとする。」「

以上のように現行法では、定年を定める場合、60歳より下の年齢とすることが法律で禁止されています。加えて、事業主には60歳以上の労働者に対して「高年齢者雇用確保措置」を行う義務があります。

今回の法改正で新しく追加されたのが「高年齢者就業確保措置」です。これまでの65歳までの雇用確保措置を上回る70歳までの措置が努力義務といえ、明文化されたことを評価する

声もありますが、「雇用確保」ではなく「就業確保」となり、企業の努力義務として定年の延長や廃止だけでなく、退職した社員と業務委託契約を結ぶなど、雇用によらない形で就業を支援することを容認しています。



安倍首相は、1月20日の施政方針演説で、「高齢者のうち8割の方が、65歳を超えても働きたいと願っておられます」と言いましたが、年金が減少し、働かざるを得ないというのが実態です。今年2月の総務省の労働力調査によると、65歳以上の労働力人口は894万人で、人口比で24.8%にもなります。そのうち雇用労働者数505万人

ですが、非正規で働く人が76.4%も占めます。また、雇用によらないシルバー人材センターに登録している方(60歳以上)は72万人です。このように高齢労働者は、低賃金で不安定な雇用と「働き方」を余儀なくされています。「高年法」の改正はその実態をさらに劣悪化させていくこととなります。

野党からも非難の声が多く出され、共産党の宮本徹氏は改正案成立によって、企業が社員にそれまでと同様、業務の命令や指示をしながら契約だけは業務委託に切り替える「偽装請負」が横行すると指摘。雇用によらない働き方の導入は労使合意を条件としているが、「しっかしのした労働組合がなければ歯止めにならない」と懸念を示しています。

